

# 農業協同組合法制の課題と展望

明田 作

< 農林中央金庫 JAバンク統括部 主監 >

## 〔要 旨〕

- 1 農業協同組合法の制度としての最大の特徴は、事業内容が広範であることに加え、組合の運営に議決権等の行使を通じて直接参加できる正組合員のほかに、議決権等を有さない准組合員制度を取り込んでいるという点にある。現実の農協が、その後の経済の発展過程や経済政策を通じ、組合員基盤の非可逆的かつ構造的変化に遭遇し、その組織的、事業的特質が非農業化あるいは異質化するというのは、必然である。
- 2 実態と建前の制度が乖離し、問題を惹起しているとすれば、見直さざるを得ないのは当然であり、その見直しは、歴史的な経過の評価とともに歴史的事実を踏まえてなされる必要がある。
- 3 過去の「地域協同組合論争」は、重要な論点を提示したが、現実的な展望を描けず、争点の根底にあった准組合員問題は解決できなかった。
- 4 新自由主義によるグローバリズムは、農業・農村の疲弊をもたらした。農業・農村の持続的発展のためには、農業を単に産業としてとらえるのではなく、その営まれる場を生産空間と同時に生活空間として、総合的にとらえる視点が重要であり、農業、農村の多面的価値を、社会的、経済的制度として埋め込むことであろう。そのために、農協に期待されるべきは、単に狭い意味での農業者のためだけの、また単なる農業生産のための組織といったことに加え、組合員の生産・生活の場である農村・地域社会の持続的発展に資するといった「公共的」、「公益的」役割の発揮であろう。
- 5 当面する解決すべき制度上の課題としては、「参加」の重要性ならびに協同組合が理念に掲げる民主主義の観点に照らし、准組合員への一定の範囲での議決権等の付与、正組合員資格の弾力化、多様な組合員の利害調整等のための分権的意思決定の仕組みの導入、定款自治の拡大等であろう。
- 6 法制度が改められれば、課題が解決し、現実的な展望が開けるわけではない。JAグループにとってのさしあたっての課題は、今回のJA全国大会議案にいう「『食と農』を軸とした地域活性化」、「『農』を起点とした准組合員の加入促進」というところの、「農」とは何か、その意味するところを明確にし、組織としてその事業活動の実践の理念として共有化し、実践において具体化することであり、それを抜きに展望は開けないであろう。

## 目次

### はじめに

#### 1 制度としての農協

#### 2 農協の性格をめぐる議論

##### (1) 地域協同組合論争

##### (2) 議論は終焉を迎えたのか

#### 3 矛盾の深まりと農業・農村をめぐる

##### 新たな課題と期待

##### (1) 問題は何か 矛盾の統合に向けて

##### (2) 社会の期待とのギャップを埋めるために

##### (3) 法制度上の課題と将来展望

#### おわりに

##### 将来展望を切り開くために

## はじめに

農地改革の成果である自作農体制の維持を不可欠の要件とした農業協同組合法の立法理念・目的は、その基盤ともいえる農業・農村の変化、とりわけ正組合員の異質化と准組合員の増加に伴う期待構造の変化に伴い、再検討が不可避である。

しかし、農協の目的、その基本的な性格をめぐる制度的な議論は、1960年代から続けられているが、問題点は認識されながらも、制度の根幹にかかる部分については、基本的な変更が加えられず、今日に至っている。

これまで日本の農業さらには農協を支えてきた昭和1桁世代の農業者のリタイアや農業の担い手の多様化、組合員・地域住民の高齢化等に伴う農村活力の低下等を背景に、第24回JA全国大会（2006年10月）では「現行農協法を前提に、組合員組織やガバナンスを見直すとともに、長期的には、組合員に関する制度の見直しについて研究」

するとした。今秋の第25回大会では、引き続き「今後の組合員資格のあり方や地域特性に応じたJAごとの資格基準のあり方等、組合員制度についてJAグループとしての考え方を全中を中心に検討・整理していく」としている。

本稿では、過去の農協の基本的な性格をめぐる議論を俯瞰・検証しつつ、今何が期待され、そのための制度的条件としてはどのようなものが望ましいか、そしてそのために、主体としての農協、JAグループに求められる課題は何かについて、考えてみたい。

## 1 制度としての農協

制度としての農協は、「国家の農業政策の必要性から上から組織され、最初から農政補完的な性格を刻印されている<sup>(注1)</sup>」といえる。農協問題について議論される場合には、会社の場合と異なり、農協一般をとらえて論じられるのもそのためである。その妥当性は、さておき、他の各種協同組合法と異

なる、制度としての農業協同組合法の最大の特徴は、事業内容が広範であることに加え、「非農民的支配の排除」という立法理念に従い、組合の運営に議決権等の行使を通じて直接参加できる正組合員のほかに、議決権等を有さない准組合員制度を取り込んでいるという点にある。

現実の農協が、その後の経済の発展過程や経済政策を通じ、組合員基盤の非可逆的かつ構造的変化（経済的性格＝異質化、分化と多様性の増大）に遭遇し、その組織的、事業的特質が非農業化あるいは異質化するというのは、必然である。准組合員制度の存在がその傾向に拍車をかけ、農協特有の問題を惹起させている。その変化を矛盾としてとらえるか否かによって議論が分かれるところであるが、後述の「地域協同組合論争」に発展するゆえんもここに存する。

実態と建前の制度が乖離し、問題を惹起しているとすれば、見直さざるを得ないのは当然であり、その見直しは、歴史的な経過の評価とともに歴史的事実を踏まえてなされる必要があるのはいうまでもないであろう。

（注1）大田原高昭（2004）「低成長期における農業協同組合」『北海学園大学経済論集』52巻2・3号合併号（12月）、58頁

## 2 農協の性格をめぐる議論

1960年代以降の高度経済成長は、急速な農民層分解を推し進め、農協の組織基盤の経済的性格を大きく変貌させることになった。とりわけ都市化、工業化の顕著だった

地域では、大幅な農地転用による地域の農業生産基盤の縮小と組合員農家の生計基盤の農外所得への傾斜が進み、准組合員が正組合員数を上回り、事業内容も信用事業中心に非農業面での事業が大きなウェイトをしめるようになった。ここに、いわゆる都市農協をめぐる、その存立と農協制度との矛盾が表面化し、「都市農協問題」として論じられるようになる。さらに、1970年代に入るや都市化が一部の地域のみならず一般化するなかで、都市農協問題は例外的なものではなく、普遍的な性質を帯びるようになり、農協の基本的な組織目的ないしは目的像に関し、いわゆる「地域協同組合論争」を巻き起こしたことは周知のとおりである。

戦後の農協は、准組合員制度と多様な事業兼営という制度的特質を前提として農家を丸抱えする体制としてスタートした。その後の変貌が、制度としての農協の組織的性格をめぐる議論を惹起することは、農業協同組合法の立法理念・目的に照らし、必然のことであったといえる。

ここでは、農協の基本的な性格をめぐる議論を俯瞰しつつ、何が問題であったのかを検証してみたい。

### （1）地域協同組合論争

農林水産省は、1965年9月に、農協の目的および性格ならびに農協組織のあり方を検討するための「農協問題検討会」を設置した。翌66年7月にその検討結果（要旨）を公表したが、そこでは「『農業生産力の

増進と農民の経済的社会的地位の向上を図る』ための農民の協同組織体としての農協の目的および性格は堅持すべきである」としたうえで、都市農協は例外的なものとの認識で、その「実態は多様であり、画一的に考えることは困難であるので、その実態を十分把握の上、実情を考慮した運営を行ないうるようになるとともに、信用組合等其他種協同組合に移行しようとするものについては、移行が円滑に行なわれるような措置について今後検討する必要がある。その際には、組合員たる農家が農業を営むために支障を生じないように、必要な措置を考慮すべきである」とした。

これに対し、系統農協は、1966年9月に「農協法改正に関する意見」(64年の第10回全国農協大会の決議を踏まえ、65年6月以降総合審議会で検討をすすめ各農協の意見を集約したもの)をまとめ、「本質的には、農協が農民主体の協同組織であることを再確認し、併せて、地域協同組合としての機能を発揮出来るよう措置する」とした。後段の意味は、その改正要望の理由にあるように、「現実に即した農協の運営が円滑かつ弾力的に行なわれるような配慮を要望する」と、目的・性格に踏み込まずに実態追認を求め(注2)ることになったといっただいである。しかし、全中は、1970年に「生活基本構想」を発表し、その年の第12回全国農協大会で「農村生活の課題と農協の対策」として採択する。それは単に立ち遅れていた生活面の活動の指針にとどまらず、「将来は農協をふくめ、協同組合がともに協同して発展

することを狙いとして、農業者・非農業者を問わず、自由に協同組合を組織でき、しかも総合経営もできる一般協同組合法制の検討を進める」と農協制度そのものの変革にも言及した。これを契機に「地域協同組合論争」というものを呼び起こすこととなった。この論争は、要約すれば、農協は、単に農民のための農民の協同組合であることにとどまらず、農民を含む地域住民のための協同組合にしていくべきだとする一方の論者に対し、農協はもっぱら農民のための協同組合たるべきだとする論者との間の論争で、佐伯・鈴木の両氏を中心に本誌(注3)の他の場で行われたものである。

ここでは、紙幅の都合で、その論争に立ち入ることはできないが、論争のポイントは4点に集約することができよう。第1点は、組合員の結合原理、すなわち「職能原理」にあるか「地域原理」にあるのかという点、第2点は、地域協同組合化したときに組織内の利害対立を止揚できるか(農民の利益が守られるのか)という点、第3点は、准組合員の位置づけの問題、第4点は、現行農業協同組合法を前提にしたうえでの組合員資格を限定しない協同組合法への改変が可能かという点である。

第1および第2の点は、地域協同組合化に批判的な立場からの立論であるが、この批判的立場からは、今日世界的に注目を集めている多様な利害関係人からなるマルチ・ステイクホルダー型の社会的協同組合等はありませんことになってしまう。したがって、これは抽象論に過ぎず現実性を

帯びた議論にはならなかったし、またなり得なかったというべきであろう。最大の争点は、第4の点にある。地域協同組合化への批判が「現在の農協が地域組合化していくことの是非・・・従来の事業内容・経営形態・体質を保持したまま、組織対象だけを地域住民一般に広げていく そのように農協制度全体を変える ことの意味を問う<sup>(注4)</sup>」たのであれば、「地域組合論」は、実態変化を踏まえ、いわば理想としての協同組合論を主張したのであって、議論がすれ違い、噛み合わないのは当然である。これは、第3の准組合員の位置づけ、すなわち准組合員を消極的・例外的なものとしてとらえるべきか、そうではなく協同組合の構成員として正組合員に位置づけるべきであるかという問題と不離一体の問題であり、それによって、両者が描く組織のあり方が決定的に違ってくることはいうまでもない。

鈴木・佐伯両氏の論争は、確執となって残るが、佐伯氏が住専問題を契機とした農協系統金融をめぐる問題に関連して、「地域組合化」について触れ、信用事業と経済事業の分離を主張し、「農協金融は固有の意味の農協であることをやめ、より一般的な地域協同組合に転化」すべきことを主張する<sup>(注5)</sup>に至る。一方、地域組合論を強く主張してきた鈴木氏は、職能組合の立場から地域組合論を批判してきた佐伯氏が、その立論の根本的な部分を地域組合論に転向・鞍替えしてしまったとして、論争の終焉を宣言<sup>(注6)</sup>した。

(注2) 農業構造問題研究会は、農林水産省の農協問題研究会の検討結果と全中の農協法改正意見を踏まえ、小倉武一氏草稿に基づく「農民組織とくに農協制度についての提案」(農業構造問題研究・12号〔1967年〕)と題する提案をしている。そこでは「一般的には都市化地域、山村や漁村を含めて、単協は地域協同組合的色彩を強化する方向で考えてよい。・・・ただし農業協同組合に純化すべきだという考え方は別途活かされるべきである」として具体的な提案をした。

(注3) 雑誌『地上』において、地域組合化論を批判する佐伯氏の論文が掲載され(佐伯尚美「地域組合化論を批判する」『地上』25巻2号〔1971年〕、齊藤仁編(1983)『昭和後期農業問題論集20・農業協同組合論』農文協、所収)、これに対する再批判という形で本誌『農林金融』に鈴木氏の論文が掲載された(鈴木博(1973)「都市農協問題と『地域』協同組合論 「地域協同組合論」批判の検討を中心に」『農林金融』26巻8号)。これに対し、佐伯氏が鈴木氏の批判にこたえるという形で再批判をした(佐伯尚美(1974年)「『地域組合論』の問題とはなにか 鈴木氏の批判にこたえる」『農林金融』27巻2号)。その後もこの論争は尾を引いた。ちなみに、日本協同組合学会設立後最初のシンポジウムは、「現代社会における協同組合運動の役割」というテーマで、「地域協同組合論」を内容としたものであった(日本協同組合学会(1982)『協同組合研究』41巻1号)。

(注4) 佐伯・前掲(注3)『農林金融』27巻2号82頁

(注5) 佐伯尚美(1996)「迫られる農協大再編」『世界』621号(4月)46頁。佐伯氏は、『住専と農協』(農林統計協会・1997年)の中で、地域組合論に触れ、農協は、信用・共済事業は1県1体制としての地域的信用協同組合に、経済・営農指導は農家だけの広域専門農協へ、生活の一部は生活協同組合へと事業ごとの性格が異なる3つの協同組合に分化することを説くに至る。

(注6) 鈴木博(1997)「地域協同組合論争の終焉」『長崎県立大学論集』30巻4号

## (2) 議論は終焉を迎えたのか

「地域組合」か「職能組合」か、という概念論争自体は、本質的な議論ではないし、また「地域協同組合論争」の両当事者が描く、協同組合の組織像はいずれも現実性を持ち得なかったという意味では、論争自体

は終焉を迎えたといつてよいであろう。しかし、どちらの側からも具体的な展望を示せず、論争の根底にあって准組合員問題を残したまま議論を投げ出すわけにはいかないであろう。

かつて全中・JAグループが、前述のように生活基本構想のなかで「一般協同組合法制の検討を進める」としながら具体的な展望を示せなかったのは、現実的には「都市農協や大型農協の脱農業的、経営主義的事業展開の隠れみのとなり、そうした実態が『農協批判』の絶好の攻撃材料を提供した」こと、「学会レベルの論争もそうした深刻な事態への視点が欠如していたために、次第に現実から浮き上がって混迷」していったことによるものであろう。<sup>(注7)</sup>しかし、より根本的な問題は、「総合経営もできる一般法制」といい、また現行の農業協同組合法を、総合事業体としての性格を代えずに組合員資格を制限しないように改めるといことが、政策論として実現が可能かという点で展望が見出せなかった点にある。このような法制は、白地のキャンバスに絵を描くという限りは、理想的であろうが、それは、他の現存の各種の協同組合法と競合するだけでなく、それらを否定するに等しいわけで、各省庁間の調整はもとより、各種協同組合陣営の協調と一致団結のパワーがなければ、現実的には実現が不可能であろう。JAグループが、生活基本構想で課題提起したにもかかわらず、その後現実的な准組合員対応のあり方の問題へと方向転換するのは、制度改変が組織全体の声に

ならなかったのはもとより、不可能であるとの判断が働いたためであろう。

残された准組合員問題については、1977年の農林水産省・農協制度問題研究会報告書<sup>(注8)</sup>が、現状を認めつつ、組合経営のみの観点からの無原則的な准組合員の加入は慎むべきものとしたのに対し、系統農協は、安定的事業利用関係が可能な者を中心に准組合員の加入を促進する方針を打ち出すこととなった。<sup>(注9)</sup>

その後は、しばらく農協の基本的性格やあり方が公式の場でまとまった議論がなされることはなかったが、平成4年(1992年)の農業協同組合法改正に際して、農協の基本的な性格・あり方が包括的に議論された。それは、農林水産省に設置された「農協制度に関する研究会」での議論であるが、そこでは、過去の議論も踏まえつつ、かつ、現実に即した柔軟な課題認識が示されている点が注目される。<sup>(注10)</sup>紙幅の都合上、内容を記す余裕はないので、報告書を参照してもらいたい。

(注7) 大田原・前掲(注1) 65頁

(注8) (財)協同組合経営研究所(1996)『新・農業協同組合制度史5(資料編)』所収。

(注9) 全中・都市農協組合員組織研究会(1982)「農協の准組合員について(報告書)」および総合審議会答申(1986)「環境変化に対応する農協の組織・制度、事業運営の将来方向について」参照。いずれも前掲(注8) 図書に所収。

(注10) 前掲(注8) 図書に所収。

### 3 矛盾の深まりと農業・農村をめぐる新たな課題と期待

#### (1) 問題は何か 矛盾の統合に向けて

1980年代の新自由主義のもとでの市場原理に立脚したグローバリゼーションは、経済的格差の拡大、構造的失業や社会的排除の拡大、市場倫理・職業倫理の崩壊、コミュニティの衰退、生活の安心・安全の危機、地球環境の急速な破壊をもたらし、我々の住む世界が、社会的にも環境的にも持続可能でなくなるという問題を突きつけている。こうした市場の失敗、福祉国家の後退・失敗、社会的排除の進行等を背景に、ヨーロッパを中心に「社会的経済」の概念や非営利・協同の社会的企業が営利企業や政府によって満たされない人間的に基本的なニーズに応えるものとして注目され、実践されてきている<sup>(注11)</sup>。

これらの動きは、K・ポランニー（1886～1964）流に言えば、経済システムだけが社会関係から突出してしまった近代社会の異常な状態を変えるために、市場経済を社会のなかにふたたび埋める（re-embed）こと、いいかえれば市場社会の経済を、人間生活にふさわしい人間の経済へと回復させる取り組みとして評価できよう。それはまた、人間的な経済への回復のための「市場社会で分離していた生産の場と生活の場を、ふたたび結合させる」動きと結びついている<sup>(注12)</sup>。

わが国の農業・農村に目を転じると、戦

後の農協制度の前提であった「自作農」は、今やどうしようもないところまで形骸化してしまっただけで、制定の背景にあった農村社会の事情・性格も大きく変質した。加えて、市場原理主義に基づくグローバリゼーションの波は、総体として、農村コミュニティの衰退・崩壊をもたらし、農業は存続そのものが危ぶまれるという危機に直面している。今日、産業としての農業に新たな芽が育まれていることは否定しないが、それだけで農業・農村の衰退が止められるわけではない。これまでの歴史と現実を踏まえるならば、より重要なのは、農業を単に産業としてとらえるのではなく、その営まれる場を生産空間と同時に生活空間として、総合的にとらえる視点であろう。

そうした文脈で、1999年の食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）は、従来にない画期的なものであると評価できよう。その理念に掲げる「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」との関連で、今日の農協に期待される役割・使命があるとすると、それは、単に狭い意味での農業者のためだけの、また単なる農業生産のための組織といったことに加え、今日的な状況を踏まえ組合員の生産・生活の場である地域社会の持続的発展に資するといった「公共的」、「公益的」役割であろう。

（注11）社会的経済や社会的企業については、参考図書掲載の『社会的経済』、『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』、『ソーシャル・エンタープライズ』等を参照。

（注12）神野直彦『人間回復の経済学』146頁

## (2) 社会の期待とのギャップを埋めるために

協同組合とは、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値体系によって規定された組織であり、それは協同組合の社会的使命と深く結びついている。前述の「社会的経済」の実践主体として、今日、非営利・協同組織が評価されてきているのも、これらの価値を内包する組織であるからである。また、協同組合が、それ自体がある意味での一つの経済システムであり、市場システムの欠陥を補い、より良い経済システムを構想しうるものではないかと期待されていることにも関係している。

今や、崩壊の危機に直面している農業の維持・発展ならびに農村・地域社会の持続的発展を考えると、重要なのは、市場経済のもとで分離・解体されてきた生活の場と生産の場を再結合させることであり、農業、農村の多面的価値を、社会的、経済的制度として埋め込むことであろう。そして、その際の重要な鍵は、身近な地域社会・経済に対する、人々の「参加」の拡大を通じた、人間としての主体性や主導権を確保することである。協同組合運動は、人々の「参加」を通じて問題解決を図る組織であり、またあつたはずであるが、農業、農村に基盤を置く、かつ事業を総合的に行う協同組合として、農業と人間らしく住みやすい地域を維持し、発展するために、農協が果たすべき、ないしは果たしうる役割は少なくないはずである。レイドロウ報告『西暦2000年における協同組合』（1980年の

第27回ICAモスクワ大会）が「協同組合地域社会の建設」で、日本の総合農協の役割を高く評価し、都市部においても総合農協のような総合的方法をとられなければならないとしたのは、まさにこの点にあり、1995年のICA原則が地域社会の持続可能な発展に努めるために地域社会への関与を定めている今日的な意義もそこにみいだすことができる。

したがって、農協が果たすべき、または農協に期待される役割・使命を効果的に発揮できるようにすることを支援する環境の整備が図られるべきであろう。

## (3) 法制度上の課題と将来展望

今日的に農協の果たすべき役割が、直ちに法律の改正を要請するというものではないが、「参加」の重要性と協同組合が理念に掲げる民主主義の観点に照らし、ここ数年のうちに准組合員が農協全体として正組合員の数を上回るという実態をそのまま放置するわけにはいかないであろう。地域住民を加えた「農村協同組合」といった提案もあるが<sup>(注13)</sup>、「農村」の概念定義と都市農協をどのように位置づけるかが困難で一般化しえないと思われるので、ここでは、現行の農業協同組合法を前提としつつ、諸外国<sup>(注14)</sup>の例も参考に、現実的な改善の方向について考えてみることにしよう。

なお、協同組合法制全般の課題としては、ここで詳しく論ずることはできないが、一般法か個別法かといった2分法によるのではなく、筆者としては、別途「協同組合基

本法」のようなものが用意されるのが望ましいと考えており、それはまた国連やILO<sup>(注15)</sup>の勧告にも適うものだと思っていることを付言しておきたい。

a 准組合員への議決権の付与

准組合員数の上限を設定するという考えもあり得るが、もはや今となつては現実的ではない。したがって、准組合員数にかかわらずなく、定款に定めるところにより、例えば正組合員の有する議決権総数の25%を上限に准組合員総体に対して与えることができることとする。この場合には、各准組合員の1人当たりの議決権は、正組合員の4分の1個以下の割合で議決権を有することになる。総会の定足数の要件および多数決の要件は、実質的に現行と同様とする。

なお、50%を限度に与え、現行の特別議決事項については、議決権を付与しないとといったバリエーション等も考えられよう。

b 正組合員資格

現行の農業者および農作業従事者に限定せず、定款で定めるところにより、農地、採草放牧地についての権利を有している者、地域の農業資源の保全活動に何らかの関与をしている者にも正組合員資格を付与することができるものとする。

c 分権的意思決定の仕組み

実質的な参加の場を提供するために、定款の定めるところにより、地域または部門別等の総会の設置を認めるものとする。そ

の場合、役員を選出枠や全体総会への出席者数（総代、代議員）の割り当て、賛否の集計方法等も一定の基準のもと、定款自治を広く許容する。

d 定款自治の拡大および設立等の認可権

農業者がもっと自由に、かつ、簡素な手続で協同組合を組織することはもとより、多様な協同組織の育成の観点から、規模およびその行う事業の種類等によっては、機関の設計はもとより、届出によって設立・定款の変更ができるようにするなど、会社法制に倣い、より自由度の高い柔軟な制度設計とする。

e 法律の目的

法律の目的も、組合員制度の見直しに即して、今日的に相応しいものに改める。例えばということで試案を示せば、次のようなものが考えられよう。

第1条（目的）この法律は、農業者及びその利害関係人が相互扶助の精神に基づき協同して自らの社会的経済的な地位の向上を図るために必要な組織等について定め、これらの者の公正な経済的活動の機会を確保し、もって農業及び農村社会の持続的発展並びに国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（注13）前掲（注13）の農業構造問題研究のほか、最近では増田佳昭（2007）「組合員の事業利用構造と協同組織性の展望」協同組合研究26巻1号、暉峻衆三（2009）「農協の危機と『農業・農村協同組合』への道」農業協同組合新聞（2009.6.10）等がある。

(注14) 齊藤由理子(2007)「多様な組合員の意思決定への参加 - 独仏の協同組合の事例から -」農林金融60巻5号, Council Regulation (EC) No 1435/2003 of 22 July 2003 on the Statute for a European Cooperative Society (SCE)

(注15) 「ILOの協同組合の促進に関する勧告」(R193 Promotion of Cooperatives Recommendation, 2002) 国連の協同組合の発展に支援的な環境づくりを目指したガイドライン(「UN Guidelines aimed at creating a supportive environment for the development of cooperatives, 2001)を参照。邦訳文は、いずれも日本協同組合学会(2003)『ILO・国連の協同組合政策と日本』日本経済評論社に所収。

## おわりに

### 将来展望を切り開くために

法制度が改められれば、課題が解決し、現実的な展望が開けるかといえばそうではない。法律の改正が先か、現実・実態が先かと問われれば、後者が成熟しそれを支援するために法律を改正するというのが一般的な順序であろう。

さしあたっての課題は、今回のJA全国大会議案にいう「『食と農』を軸とした地域活性化」、『農』を起点とした准組合員の加入促進」というところの、「農」とは何か、その意味するところを明確にし、組織としてその事業活動の理念として共有化し、実践において具体化することである<sup>(注16)</sup>。単なるキャッチ・コピーにとどまる限り、かつて「地域協同組合」という言葉が、「現実には都市化農協や大型農協の脱農業的、経営主義的事業展開の隠れみのとなり、そうした実態が「農協批判」の絶好の攻撃

材料を提供した<sup>(注17)</sup>」ように、現行の事業の維持・拡張のために利用されるにとどまる危険性をはらんでいる。大会議案には、個別には課題と対応方向がメニュー的に示されているが、単なるシンパシーを得るためのものにとどめないためには、農業、農村の多面的価値を組織の理念・目的のなかに位置づけ、農業はもとより、各事業や具体的な取り組みに、人々の「参加」をいかにビルトインするかが問われているといえよう。そして、それができなければ地域の持続的発展や農協の発展を展望することは困難であろう。

最後に、都市農協についても、触れておく必要がある。「コミュニティーの質の向上」という点では、都市農協もそれ以外の農協もその課題・役割は同じであるといってよい。遠隔地間の都市と農村の交流も重要であるが、都市住民、とりわけふるさとを持たない都市住民にとっては日常的に接するのは都市農業・都市農協であり、そこでの交流・接触は重要である。レイドロウが「地域社会や村落をたくさん大都會の中に建設する」ことを協同組合の偉大な目的であるといっているが、そのためには、人間らしい暮らしの場として、農地の緑地空間としての要素だけではなく、さまざまな観点で農的要素を組み込みこむことが重要である。したがって、農的要素が極端に希薄化したところでは、隣接農協との合併等を行い、農的な要素を可能な限り取り込むことが必要であろう。

(注16)「農」の概念，考え方については，宇沢弘文の「農の営み」という概念が参考になる。宇沢は「社会的公共資本」の一部として用いているが，工業との対比で農業を食糧生産・供給のための産業という見方へのアンチテーゼは古くからある。E.F.シューマッハーの『スモール・イズ・ビューティフル』147頁等を参照。

(注17)大田原・前掲(注1)65頁

#### 参考図書

- ・宇沢弘文(2000)『社会的共通資本〔岩波新書〕』岩波書店
- ・粕谷信次(2006)『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』時潮社
- ・シューマッハー，E. F.(1986)『スモール・イズ・ビューティフル〔講談社学術文庫〕』(小島慶三・酒井戀訳)講談社，E. F. Schumacher(1973) Small is Beautiful-A study of Economics as if People Mattered : Muller, blond & White Ltd.

- ・神野直彦(2002)『人間回復の経済学〔岩波新書〕』岩波書店
- ・武内哲夫・太田原高昭(1986)『明日の農協〔食料・農業問題全集7〕』農山漁村文化協会
- ・多辺田政弘(1990)『コモنزの経済学』学陽書房
- ・玉城哲(1984)『風土の経済学(増補新版)』新評論
- ・塚本一郎・山岸秀雄(2008)『ソーシャル・エンタープライズ』丸善株式会社
- ・ドゥルフニ，J & モンソン，J. L.(1995年)『社会的経済』(富沢賢治ほか訳)日本経済評論社，Jacques Defouruy & José L, Monzón Campos (eds)(1992) Économie sociale - The Third Sector: De Boeck - Wesmael.
- ・ポランニー，K(1980)『人間の経済』(玉野井芳郎・栗本慎一郎訳)岩波書店，Karl Polanyi(1977)，THE LIVELIHOOD OF MAN : Academic Presss.

(あけだ つくる)

